

広報川崎

4月25日

第403号

毎月10日・25日
 福水 町 巻 野 行



今日から一年生 「はい」「はい」 と元氣な返事

四月八日、県下のほとんどの小学校で入学式が行なわれました。水巻町では、五小学校四百十九名のかわいい新一年生が誕生しました。この内、二百八十四名が幼稚園、保育園に通っていて集団生活にはある程度慣れているものや、やはり一年生になった自覚があるのでしよう。緊張した様子がかげましました。

ここの猪熊小学校一年三組では、先生のいろいろな質問に元氣いっぱい「はい」と答える児童、後をみて母親を確認している児童、上と下をみている児童、と今も昔も変らぬ入学式風景でした。新一年生みなさん、中には十分氣をつけましょうね。

町の人口

昭和41()は昨年比

人口 25,425 (+ 528)

男 12,316 (+ 373)

女 13,109 (+ 255)

世帯数 7,635 (+ 209)

町の面積 10.82km²

学資のこまっっているかた

就(修)学資金の貸付制度を

小学校・中学校

経済的な理由で町内の小・中学校に、就学させることが困難な家庭には、義務教育に必要な就学費用を援助しています。援助を希望されるかたは、関係書類が教育委員会及び、学校にありますので申込みください。

年取が、20万4千6百円(月収1万7千円)程度です(53年3月末現在)

●就学援助の範囲(53年度)

- ▼学用品費(年額)
 - 小学校 8,880円
 - 中学校 16,230円
- ▼給食費(月額)
 - 小学校 2,300円
 - 中学校 600円
- ▼修学旅行費 実費
- ▼医療費

①経済的に困る家庭とは
生活保護費の5割増以内の収入しかない家庭のことをいいます。

例えば、①父43歳、母40歳、長男中学二年、長女小学六年、次男小学三年の家庭で年収入が、26万8千5百円(月収2万2千3百円)

②母子家庭の場合、母41歳、長女中学一年、長男小学五年の家庭ですわくください。

申請は随時受付
就学援助は53年5月1日から、詳しくは教育委員会におたすわくください。

▼学校で指定した病気のみの
▼単教科書費(年額)

- 小学校 2,500円
- 中学校 3,500円

▼貸付対象者 低所得世帯(生活保護基準の5割増以内のかた)
母子世帯に属する者の就学者に対して貸付けます。

▼修学資金の種類
修学支度費、修学費(どちらも無利子です)
▼世帯更生資金貸付けの申込みは4月末日までに町社会福祉協議会に申込みください。

高校・高専・短大・大学

町社会福祉協議会では、学資に困っているかたに修学資金の貸付けを行っています。

これは昭和五十二年度に高等学校・高等専門学校、公立短期大学、公立立大学に進学を予定されているかた、または現在在学中で学資に困っているかたが利用できる貸付制度です。

ただし、他の奨学資金を借りているかたは二重に借りられませんのでご注意ください。

▼貸付対象者 低所得世帯(生活保護基準の5割増以内のかた)
母子世帯に属する者の就学者に対して貸付けます。

▼修学資金の種類
修学支度費、修学費(どちらも無利子です)
▼世帯更生資金貸付けの申込みは4月末日までに町社会福祉協議会に申込みください。

▼洋装学校
看護学院等
は技能習得費の貸付制度がありま
す。(ただし、利子は若
干必要としま
す)

不明な点
は社会福祉協議会へ
お問い合わせ
ください。

		(単位:円)	
修学資金	修学費	国公立	私立
		高専	1・2年 月 5,000 3年 = 3,000 1年 = 7,000 2年 = 6,000 3年 = 4,000
短大	国公立	1・2年 = 11,000 1年 = 13,000 2年 = 11,500	1・2年 = 11,000 3・4年 = 6,000 1年 = 14,000 2年 = 12,000 3年 = 11,000 4年 = 9,000
	私立		
大学	国公立	自宅通学 25,000 自宅通学 33,000	自宅通学 33,000 自宅通学 50,000
	私立		

タバコは

町内でお求めを

二〇本入タバコ一箱で二四円が町の収入に

今月(5月1日)の納期

- 固定資産税.....1期分
- 軽自動車税.....定期分

用紙は郵便局及び遠賀福祉事務所
所身障係にあります。

▼申し出期日
4月1日～5月7日

身障者のかたへ

重度障害者に

郵便はがきをさしあげます

郵政省では、身体障害者
福祉施設運動にちなんで、郵便はがきを四月二十日に発行、その一部を重度の身体障害者のかたの申し出により通信記念に際し、一人につき二十枚を配布します。

▼対象、重度の身体障害者(一級または二級)で53年4月1日現在満6歳以上のかた

▼申し出方法
希望されるかたは、住所または居住の近くの郵便局に身障者手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して申し出てください(代理人でもよい)

身障者の運転免許希望者に

取得費用を助成

県では、今年も身体障害者の社会復帰を促進するための自動車運転免許(一種普通免許)の取得にかかる費用の一部を助成します。

▼対象者
身体障害者手帳を所持している満18歳以上の者で、障害が肢体不自由者、ろうあ者及び内部障害者(心臓機能障害を除く)

▼受付期間 4月25日～5月5日

八山荘「老人いこいの家」再館

地すべり防止工事のため、休館していましたが、老人いこいの家は四月十八日から再開いたしました。マイクロスパスは四月十日までお知らせしましたとおり運行しておりますのでご利用ください。

町民会館の休館日

振替

町民会館は祭日と第三日曜日は休館日となっています。5月21日(日曜)は、さつき展で会館しますので6月4日(日曜)を振替休館日といたします。

婦人の体力づくりと美容に3日体操を

○練習日 毎週水曜日
9時30分～12時
○会場 役場体育センター
希望者は直接会場へ

入院時のベッド差額料・付添料

など患者の保険外負担について

昭和五十三年二月一日の医療費改定を機会に福岡県では病院や診療所の協力を得て、入院時に患者が負担しているベッドの差額料や付添料などいわゆる保険外の費用をできるだけ軽くするよう話し合いました。

- 入院されるときは事前に病院や診療所と十分相談してください。
- 話し合いの内容
- ベッドの差額料が徴収される病室に入院するのは、患者の希望によるものであること。

遠賀中間地区

老人大学生募集

県教育委員会では、高齢者の生きがいをつくるため老人大学を開設しますので多数の参加を

- ベッドの差額料は三人部屋以上の病室については原則として徴収しない。
- 病院や診療所で設ける差額ベッドの数は全ベッド数のおおむね20%（国立病院10%以内）とする。
- 基準看護承認病院では有料の付添をつけることはできない。
- 入院中治療に関係のない日常私的生活上のことで病院や診療所のものを使用した場合は実費を徴収する。

- ▼募集定員 100名
- ▼対象者 60歳以上の男女
- ▼会場 中間市中央公民館
- ▼学習期間 5月中旬～11月中旬
- ▼毎週木曜日 四時～
- ▼午前中教養コース
- ▼午後選択コース 各二時間
- ▼学習方法

- ▼講習内容
- ①教養コース 老人の健康管理、老人と生活、郷土の歴史、政治、経済、時事問題など
- ②選択コース 園芸、書道、俳句
- ▼申込み期限 5月7日まで
- ▼申し込み方法
- ▼受講料は無料です。
- ▼申し込み用紙 教育委員会にあり、に該当事項を記載のうえ町教育委員会に提出

生命と健康を守る

献血に参加しましょう

日時 5月12日(金)
場所 町民会館

血液は生命と健康を守る大切なものです。代用品もなく、人工的にも造れない血液は、自分自身をはじめ家族や知人に必要となることもありますが、知らず知らずのうちに減ってしま...



そこで、水巻町では献血に住民の皆さんの深い理解と温かい協力をお願いしています。昨年度は五百三十九人参加され四百六十九人の献血が献血され、町内の多くの尊い生命が守られています。これか...

一回の献血量は牛乳ビン一本分(200cc)です。
●私たちの体の血液の量は体重50kgの成人男子で、約3900cc、女子3400ccです。従って一回の献血量は全血液の20分の1であるため献血による身体への影響は全くありません。
●体内では、常時古い血がこわされ、新しい血液が造られています。献血はこの働きに刺激を与え、ホルモンの分泌を増す効果を生みます。このため健康人であれば献血は健康増進にも役立つといえます。

▼講習方法
- ▼講習内容
- ①教養コース 老人の健康管理、老人と生活、郷土の歴史、政治、経済、時事問題など
- ②選択コース 園芸、書道、俳句
- ▼申込み期限 5月7日まで
- ▼申し込み方法
- ▼受講料は無料です。
- ▼申し込み用紙 教育委員会にあり、に該当事項を記載のうえ町教育委員会に提出

●熱があるなど、薬を飲んで健康不良と認められる人
●献血した方には献血手帳が交付され、血液が必要なときは本人はもとより、家族や知人なども優先して輸血が受けられます。また医療機関で輸血を受けた人には、支払った輸血の代金相当が請求すれば国から支払われます。
●献血についての問い合わせは町社会福祉協議会 (☎601-4321) まで

五月の心配ごと 法律人権相談



相談は無料で秘密はたく守ります。お気軽に相談を。
▼日時

- 5月8日 13時～16時
- 5月16日 10時～15時
- 5月25日 13時～16時
- ▼場所 町民会館日本間
- ▼なお、5月16日は新憲法記念行事として法律相談も行います。
- 相談員 小倉法務局担当職員、遠賀福祉事務所職員
- 相談内容
- 交通事故相談、農地、借地借家、金銭貸借、戸籍、登記、扶養問題、人権侵害被害、離婚、生活、婦人児童福祉、老人福祉、家庭内の心配ごとなど

水巻春季老人大学にて



差別のない社会を

水巻町は、同和対策審議会
 答申(同対策)と同和对策事
 業特別措置法(同対法)に基
 いて同和問題の解決を町の最
 重要課題の一つとして同和对
 策事業に取り組んでいます。
 なかでも同和教育は真に民
 主的な社会づくりをめざす最
 も基本的なものであり、人権

人間の尊厳

私たちは、だれもが人間らしく
 生きたいという願いをもっています。
 自分が幸せに生きる権利を、
 だれからも奪いとられたり、傷つ
 けられたり、辱しめをうけたりし
 ないで、平等に自由に堂々と生き
 たいと思っています。

もともと人間は生まれたときか
 ら人間として尊敬され、尊重され
 るべきで、同情や哀れみでいたお
 るべきでない「人間の尊厳」とい
 うものをだれもがもっています。
 このことは、「すべての国民に侵
 すことのできない永久の権利」と
 しての基本的人権を日本国憲法も
 保障しています。

しかし現実には基本的人権がす
 べて国民にひとしく保障されて
 ない事実があります。なかでも被
 差別部落の人たちに対する基本的
 人権の侵害が徹底的で、部落差別

意識の精神を身につけるうえ
 で、特に重要なものです。
 このことを国民一人一人が
 真に理解し、同和問題を解決
 していかなければなりません。
 その意味から今回は基本的な
 ことを学習してみたいと思っ
 ます。

がいまなお残存していることは、
 憲法が絵に書いた餅でしかなく、
 人間の存在をも否定する冒とくで
 あります。

こんな差別がいまも

部落差別がいまなお
 あるといっても、なか
 には、「いまの民主社会
 の中でそんなことが」
 とか「私は差別したこ
 とがない」「遠い昔の
 ことで差別はもうない
 」と云われる人もありま
 す。本町の部落問題意
 識調査でも「部落差別
 はない」と答えた人が
 25%、「よくわかんない」
 と答えた人も含めると
 56%あります。
 本当にそうでしょうか。

生きる権利を奪う

部落地名総鑑

全国会の衆院予算委員会(53年
 2月6日)で、被差別地区所在地
 などを記載した「部落地名総鑑」
 が市販され、部落差別を高いに利
 用されていることに対して、法務
 大臣は、「人権に関する重要な問題
 だ。法的規制を検討している」と
 答弁しています。こうした差別図
 書が先られ購入した企業や興信所
 が百五十社以上もあるという社会
 的背景とその意図を、あなたほど
 う考えますか?

現在の社会の中に社会意識として
 被差別部落の人たちの採用を避け
 たり、幹部に登用したくないとい
 う差別体質が、差別図書をつくら
 せ商いを成り立たせていると思っ
 ています。

ませんか。最初にこの差別図書を
 作って商売をした者はその発行の
 意図について、「興信所に勤務して
 いたとき調査依頼のうち特に多い
 のが、結婚や就職の問題でした。
 それも被差別部落にかかわるもの
 であつたので、戸籍閲覧がきびし
 くなった現在、全国の部落地名リ
 スト一覧をつくったら商売になる
 と思つた」と云っています。この
 言葉の中には結婚や就職に対する
 部落差別の社会意識と必然性を象
 徴しているではありませんか。

部落差別のために友人や許婚者
 を失い、就職の門も閉ざされて、
 自らの命を絶つた悲しい事実が、
 いまなお多くのごつております。

ふるさとを 名のりた

広島の丸岡忠雄さんは「ふるさと」という次の詩をつくっています。

ふるさと
 ふるさとをかくす、ことを
 父はけもののような鋭さで覚え
 た

ふるさとをあげばかれ
 ふたたびがえらぬ友がいた
 わが子よ お前には
 胸はつて ふるさとを名のら
 せたい
 瞳をあげ 何のためらいもなく
 これが私のふるさとです。
 と名のらせた



なぜ被差別部落の人がこうした
 詩をつくり、被差別部落の人にこ
 うした詩ができるのでしょうか。
 じつくりと詩を味わい考えてみて
 ください。

ふるさとはだれもが愛する心の
 よりどころです。しかし部落の人
 がふるさとを名のることは、差別
 と迫害にせまられる厳しい現実が
 いまなおあるという苦境ではない
 でしょうか。部落外の人がふるさ
 とを自慢するように、部落の人た
 ちも堂々とふるさとを名のつて自



にて玄関

人間尊重の輪を広げよう



水巻

慢をしたいが、自慢できるようなふるさとの実態でもなく、名のれは差別される現実の重さを私たちが厳しく受けとめ、少しでもその痛さを自分の痛さとして知り、どうしたらよいかを考へる必要が

「同和問題」とは

同和对策審議会答申は政府に対して次のように明言しています。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である……」

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の

あると思います。

まさに部落差別は人間が幸せに生きる権利を奪いとり、人間の尊厳を冒瀆する人間否定以外のなにものでもなく、日本国憲法の否定でもありません。

「同和問題」とは

原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もともと深刻にして重大な社会問題である。……その特徴は……伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている……

……かかるに世間の一部の人々は同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主眼をこえた客観的事実に基づくものである。……」

部落差別をのこしたものは

明治4年に身分差別を撤廃する解放令がでてから、百余年にもなりました。それなのに部落差別がいまなお存続しているのはなぜでしょう。これはただ単に徳川時代ののこりかすが残っているだけではありません。解放令をたした明治以後の政府が、積極的に部落差別をなくそうという努力と熱意がなかつたからです。解放令が形式的

な一枚の紙に書かれた「コトバ」だけの意味しかもたない、なんの裏づけのないものだったからです。そのうえ差別をなくすための施策をしなかつたばかりか、表面向きには身分をなくしておきながら実質では明治5年のわが国最初の戸籍（「甲申戸籍」）に身分（士族、平民、新平民、旧エタなど）記載しております。そして受給、就職、結婚

などに、この戸籍を自由に関聯させていた制度が昭和43年1月まで続けられたり、明治13年の司法省発行の全国民事慣例集には「エタ非人は人民中の最賤民にして殆んど禽獸（鳥やケモノ）に近きものなり」というにおよんでは、人間の尊厳にも考えない暴論暴政にふつふつたる怒りがもよんだぎってくるではありませんか。

また推新後の大名や武士には手厚い経済補償（現在のお金で1兆2千億円）がなされたのに対し、富国強兵、殖産興業をすすめるだけで、部落の人たちには教育も職

「寝た子を

おこすな」

よく「寝た子をおこすな」式の考えて、同和对策事業や同和教育をするから、かえって差別をつくる。「そつとしておけば差別はなくなる」という意見があります。……「世代が変れば差別はなくなる」という意見があります。……」

ち戦後の30年間は民主教育がなされ、その間に同和施策も同和教育もやらなかつたわけですから、すでに部落差別はなくなり部落問題も解決しているはずなのに、存続していることはどうした意見の誤りを証明しています。

このことについて同和对策審議会答申は、「同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的發展の一定の段階に於いて発生し、成長し、消滅



業も生活上のなにも補償しておりません。そのため悲愴と絶望的な差別実態が明治以後もつづき、貧困がさらに差別を生み、差別がさらに貧困を生むという悪循環の繰り返し返しを余儀なくされて、今日まで部落差別が存続する病根になっています。

そのほか私たちの社会意識の中にある科学的根拠のない昔ながらの迷信や非合理的な偏見、家柄や格式を重んじる封建的な伝統、習俗なども部落問題を存続させた土壌になっていることも否定できません。

部落問題の解決



第一回秋期講座・行政職員学習会

自分の「心」として取り除こう差別

な差別を生まないことにもつながっています。

近所づきあいなどの交際や結婚の差別を追求してみると、その原因の多くは被差別部落の人たちの粗雑さ、態度、服装、教育程度、貧困、不安定な職業などの点にあることが、全国的な差別事象の分析結果としてでております。

部落問題の本質

同村審査中は、「すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にはかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にないことは完全に保障されていないことが差別なのである」と断言し、つづいて、これらの市民的権利の自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から除外され、職業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったものであり、このことは現代社会においても変らないからである」と云っています。

本町の同和問題学習会でも「部落問題についてはよく理解できたが結婚は……」という本音がでる原因も低い生活水準などに起因していることがうかがわれます。

だから社会意識の中にある差別観念をなくしていくと同時に、同和対策事業による生活水準向上のための施策が必要になってくるわけです。



布告されたとき「百姓をエタにされて如何なされる御所に候や」という解放令反対の農民一揆が兵庫県に発生し、高知、福岡、島根、香川、広島と広がった悲しい事実があります。あるところでは被差別部落をおそい、男女29人を殺傷し民家二百戸余りをこわした惨劇が起っておりま。

ネタミ差別

しかし、こうした施策に対して「被差別部落だけがよくなる」「優遇されすぎ」「甘やかしすぎ」などの意見や考えがありますが、これは部落問題の表面だけを見て、前述してきたような部落問題の病根という本質を理解していない誤った考え方で、解決の方向といえません。

これは明治新政府になっても農民に対する施策がなされず、貧しい暮らしと、非人間的な状態にあえぎつづけねばならなかった農民の不平不満が、支配権力の方へは向かわずに、被差別部落の方へ向けられた、見当ちがいの乱暴であり、逆うらみで、弱者同士が傷つけあった以外の何ものでもないむごい話です。そして被差別部落の人たちが大きな犠牲を払わされた不幸な歴史のページです。

同和施策推進論は「解放令反対一揆」と共通したところがある現代版といっては過言でしょうか。

前ページのことから、部落問題を解決するには同和施策と同和教育を積極的にするべきならばなりません。そのためにどうしたらいいのかを考えてみたいと思います。

一つは、学習会や講座で部落問題に対する正しい認識と理解を深めて、差別や偏見を見ぬく力を養い、部落差別の重さ、きびしさを少しでも自分のものにし、日本国憲法で保障しているひとりひとり、日本国民の基本的な権利を尊重する生活態度を身につけることが、大切だと考えます。

しかし部落差別は「部落に対して特別の意識はない」とか「差別な教育、貧しい生活実態が心理的

日本国憲法

第十四条一項

すべて国民は

法の下に平等であつて

人種、信条、性別、社会的身分

又は門地により

政治的、経済的、又は

社会的関係において

差別されない。



眞の解決にならない

部落分散論

「部落分散論」といった「部落は一カ所にかたまらずに分散して混住させた方がいい」という意見もありますが、それよりも、この地域に住んでも差別されない、差別しない、差別がない社会関係をつくる必要があります。憲法で保障された基本的人権の確立がなされないままの、形だけの分散は無責任な理想論ではないでしょうか。部落をなくすことでは

なく、部落差別をなくすことが必要です。「部落に生まれたから差別されるのではなくそれは結果である。部落に生まれたことをもって差別するような考え方や社会のしくみ、そうした差別を生み出す諸関係をなくす闘いが必要。」といったある人の意見をよよくかみしめてみたいと思います。

部落問題の解決は

国民的課題

日本国憲法を生きてきたものにして真の民主主義を表現していくためには、その根底を揺るがす撃われつづけてきた人権回復の闘いである部落問題を、一日も早く解決しなければなりません。そのために、あなたも私を町民、国民が何をどうしなければなら

いかを日常生活の中で自覚してとらえ、部落問題解決のための生活実践をしていくことが必要です。そしてこれが社会同和教育のめらみであり社会教育の課題でもあると考えます。最後に、いままでもなく同和問題

自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によつて保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって審議会はこれを未解決的課題であるとの認識に立って、

に放置することは断じて許されるべきことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って、

「青年の船」に参加して

—中国 広州市—

吉田車返 石塚みどり



工場を見学する団員たち

一月十日から二十三日まで市民の皆様の二援助をいただき、「第七回日中友交協周年青年の船」に参加し、大変貴重な体験をするこ

病院、幼稚園を見学しましたので紹介したいと思います。人民公社とは中国政策の特徴であり、日本の農協の集合体と考えればいいでしょう。私達が訪れた新華人民公社は六十四の高級合作社からできていて、農作物はもちろ

、労働の大切さを教育するそうです。それから、この幼稚園は全寮制です。日本ではこの時期は、母親のスキンシップを重要にする傾向にあります。ところが中国では子供は親のものではなく社会のものだと考えるからです。

二回は、二八〇〇年前の周時代から始まる歴史の古都であり、人口四九〇万人で、六つの県からなる華南最大の省都です。解放後農業をはじめ軽工業、重化学工業などを盛んで、毎年春秋二回、輸出向け商品の見本市が開かれ、世界各国の商社が訪れるそうです。

私達は、ここで人民公社、工場、

私達は、二二で人民公社、工場、

民生・児童委員の変更

古賀

四月二日から古賀地区担当の民生、児童委員、広瀬静夫氏が病氣のため、後任に丸本輝男氏に決まりました。福祉関係、青少年の心配ことはお気軽に各地区の民生、児童委員のとこへ、

小児マヒ予防

生ワクチンの投与

▼対象児

- ①1回目の服用 生後3か月18か月の乳幼児でまだ一度も服用していない子
- ②2回目の服用 生後3か月18か月で1回服用している子

▼日時及び場所

5月9日 午後2時13時
町民会館ホール

▼試験日

7月23日
9月17日

二級建築士試験

設計製図
9月17日

5月5日 大橋商会 (☎691・4536)
5月6日 石塚鉄工所 (☎691・4536)

お知らせ

- ▼その他
- ①当日の朝、必ず体温を計って来てください。
- ②母子手帳を必ず持参してください。

技能検定受検

受検申請書受付期間
5月1日～12日

▼受検資格

- 2級は実務経験5年以上
- 1級は実務経験14年以上

▼試験日

○学科 9月10・17・24日の3日間

○実技 6月29日から9月30日まで
の間の指定する日

▼検定職種

鍛造 機械加工 金属プレス加工
工 鉄工 仕上げ 工具研削 電
気機器組立て とび 築炉 床仕
上施工 熱処理施工 木工機械調
整 印刷 プラスチック成形 ス
リート施工 化学分析 広告美術
仕上げ 木製製作 ブロック建築

五月の休日

土曜(午後から)・日曜・祭日
の水道管の修理は当番業者へ
5月3日 入江設備 (☎691・2511)
5月5日 大橋商会 (☎691・4536)

5月21日 大橋商会
5月27日 入江設備
5月28日 森田電気工務店

交通規制のお知らせ

4月27日から水巻派出所前から頃末小学校校門まで(約50m)通学路のため交通規制になります。

▼通行止時間

7時～9時(今までどおり)
14時～17時(4月27日から)

2752
河野工務店 ☎691・5278

2752
大橋商会
石塚鉄工所
森田電気工務店 (☎691・0274)

5月のし尿汲取予定日

1日	頃末、猪熊
2日	頃末 唐の鶴町住 猪熊
3日	鯉口 車返し 御輪地 猪熊
4日	垣添 緑風園 片山
8日	中央区 吉田本村(1・2組) 古賀 栢
9日	松栄荘団地 頃末(18組) 中央区 月夜待 商店街 川端通り 宮尾
10日	伊左衛 立屋敷 美吉野団地 界 道筋 大橋通り 御輪地
11日	車返し東 美吉野団地 吉田本村 二 下二 二町住 下二町住
12日	枳杜宅 高松区 頃末(6・11・14区)
13日	新生街(山ノ口団地) 頃末(6・11・14区) 宮ノ下杜宅 古賀区 頃末(15・25区)
15日	吉田団地 古賀区 樋口
16日	吉田団地 古賀区 樋口
17日	吉田団地 鯉口区 樋口
18日	吉田団地 鯉口区 猪熊町住
19日	鯉口区 古賀県住 新生街
22日	みずほ団地 古賀 樋口
23日	みずほ団地 幼稚園通り 梅ノ木区
24日	幼稚園通り 梅ノ木区
25日	梅ノ木区
27日	猪熊
29日	猪熊
30日	猪熊

— お 礼 —

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申し上げます。
頃末伏原 故西山ミツエ殿 西山正盛殿
吉田団地 故林 留二郎殿 林ツルヨ殿

日曜在宅医は毎回10日号に掲載しています